議案第42号

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
スポーツプラザ	東京都品川区東品川四丁目10番	令和6年4月1日から令
梅若	1号	和11年3月31日まで
	すみだスポーツ振興まちづくり	
	パートナーズ	
	代表者 コナミスポーツ株式	
	会社	
	代表取締役 室田 健志	

(提案理由)

スポーツプラザ梅若の指定管理者を指定する必要がある。